

平成24年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成24年7月24日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 18時00分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

委員 小泉 秀夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 山田

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 野本

総合教育センター所長 鈴木

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

教育環境整備推進室担当課長 丹野

生涯学習推進課長 池谷

学事課長 松永

指導課担当課長 上杉

総合教育センター情報・視聴覚センター室長 小松

指導課担当課長 安部

担当係長 末木

書記 伊丹

【署名人】

委員 中本 賢

委員 高橋 陽子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

4月の定例会、5月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 5名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

報告事項 No. 5 保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てに関する答申について

議案第 29 号 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てに係る決定について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 15 条」により、中本委員と高橋委員をお願いをいたします。

7 陳情審議

【峪委員長】

それでは、陳情第 1 号につきまして、審議を行います。まず、陳情者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。ただいまから 10 分程度でお願いい

たします。それではどうぞ。

陳情者が陳述した。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。陳述については、本陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。それでは、傍聴席へお戻りください。

それでは、次に、事務局からの説明をお願いします。

教育環境整備推進室担当課長が説明した。

【峪委員長】

説明は以上です。それでは、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

【中本委員】

陳情者の方はスピードだと重ねておっしゃっていたのですが、高効率化の照明器具へ変えていくスピードのところで考えていくと、学校の改築事業に合わせて高効率化していく、これが現時点の高効率化への段取りとして進んでいるんですね。

【教育環境整備推進室担当課長】

はい。資料でもご説明しましたとおり、今後は学校の長寿命化を図る中で、再生整備事業というのをまず実施して、その中で教室の内装も実施いたしますので、その際に照明を高効率化する、というのがまず一つで、それとともに非構造部材の耐震化というのも実施していきます。非構造部材というのは、例えば古い校舎ですと照明が吊り下げ照明等になっていて、それについては文科省のほうで早急に非構造部材の耐震化を進めなさい、ということもございますので、今年度、実態調査をする中で改修の方法と、どこの部分から優先して改修していくかということを検討して、早急に耐震化をしていきます。その中で、例えば吊り下げ式を直付けに直すという時に、照明器具ごと変えて高効率化していくようなこともございます。すべての学校を行うと、かなりスパン的にはかかるのですが、今後川崎市の学校としては、再生整備をする、非構造部材の耐震化をするという事業を実施していくなかで高効率化を進めるとともに、これらの工事は、国からの補助金を財源としており、財源がないとなかなか進みません。その場合直営の工事でないとならぬ補助金が入らないということもございますので、そういう点を考慮すると、1年、2年という短期のスパンではできないので、もう少し長いスパンの中でやっていかなければいけないという状況です。

【中本委員】

様々な改築に合わせて照明ごと変えて高効率化していく場合、リースみたいな形だと補助が受けられなくなるということですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

はい。国庫補助制度の中では、リースによる工事については補助金が入らないことになっておりますので、我々としては照明だけをリースにして、残りの内装改修ですとか他の工事を国庫補助という、工事そのものを分けなくてはいけなくなってしまい、設計の制約が出てくることや、取り外すという工事手順が増えることによる経費の増加というものも考えておりますので、内装改修と一緒にやりたいと考えております。

【小泉委員】

リース契約は、契約年数によってコストが違ってくるものですか。例えばリースで付けた1年後に改修することになった場合、1年しか使わないということになりますか。

【教育環境整備推進室担当課長】

例えば、全体の経費が1億円かかるとして、これを10年で割ると1ヵ年1千万円ずつになり、仮にこれを5年に短縮すると2千万円ずつという具合になりますので、トータルの経費は変わらず、初期投資でやる分を年数で割った金額になります。ですから、一般的には財源を捻出する場合に、1ヵ年に1億円は厳しいけれども1千万円なら出せるということであれば10年間で割って出すというようなパターンが多いと思います。

【小泉委員】

逆に、その間改修してしまえば、それはかかってくるということですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

そうです。契約によっては違約金を払わなくてはいけないとか、或いは取り外すことができないとか、取り外すことができても、また付け直して10年間はそれを使わなくてはいけないとかという制約は、当然出てくるかと思えます。

【小泉委員】

年に何校くらい再生整備をする予定ですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

軌道に乗れば、年に10校ずつくらいのペースでやりたいと考えております。ただ、これから財政当局との折衝もございますので、あくまでも、こちらの想定というか希望という

ところでございます。

【中村委員】

陳情趣旨については非常によく分かったのですが、それが何故リースでなければいけないのか、というところが、私の中で理解できていないところです。リースの経済効果みたいなところで考えてらっしゃるかと思うのですが、基本的には短期での解約とか交換というのは、かなり負担が大きい形になるということだと思っんですね。それは現実に自分が管理運営に携わっておりました施設で、運営者が変わって OA 機器とか色々なものを変えないといけないという時に、リースだったものについては、全体は変わってしまうけれども、その契約だけは継続しなければならないという形で行ったということを何回か経験したことがあります。明らかに買ったほうが早いぐらいの違約金というか、1年目で解約したらいくら、2年目で解約したらいくら、というのが契約書に書いてあるんですよ。しかし、たいていの場合、リースというは何年間でいくらだから、1年に換算するといくら、と年度ごとに支出する経費で割られているから、メリットがすごく大きいように思うんですけど、全部をリースにしてしまうというのは、すごく危険性を伴うと思います。それと、必要なのは、子どもたち、保護者、教員を含めた学校関係者の意識の高揚を図ることだと思うんです。使わなくてもいい時は電気を使わない、まずそれを励行することがとても大事で、市役所庁舎もやっていますよね。昼間はお日様の光を使うに限るということが、私の考え方で、どの程度なら、子どもたちの学習に障害がなく電気をつけなくても授業ができるのか、ということも含めて、きちんと我々が考えなきゃいけないことだと思います。私は自分の家を15年ほど前に改築するとき、最終的にエネルギー自給型になるようにしました。現在は冷暖房と給湯を太陽熱でまかなっておりますけれども、非常に快適ですし、太陽の明かりを最大限使おうということで、ひさしのところに大窓を作って、そこから光が入るように住宅を作り変えまして、ものすごく明るいです。電気に頼る前に、物理的に解決できることも実際はあるはずなんです。そういうことに気づくような学校教育であってほしいと思うし、自分たちにも何か出来ることはないのか、という子どもたちの中の取り組みは必要だと思うんです。中本委員もかなり力をいれて関わってくださってますけど、各学校で環境教育という中で、太陽光パネルの設置による発電とか色々やっていますよね。ですから、教育的な意味でいうと、昼間どのくらい蛍光灯を使っているかどうかということ、調べることで、無駄に点灯してないかということをしつかりと指導していただいた上で、自分たちで作った電気で、電気をつけるというようなことが出てくるのかなと思います。私は、子どもたちは今後ずっと生きていく世代なので、子どもたちが主体的に関われる形で、節電について意見をすくい上げられるような仕組みを作るほうが効果的だし、恐らくリースのメリットを超えたものがあるんじゃないかな、というふうに考えます。

【中本委員】

陳情は実にそのとおりだと思うんです。ただ、川崎市の小学校が何もしていないかというのと、そうではない。実際に高効率の照明の普及率なんかをみても、それなりに現場も色々なことでチャレンジしていて、決して低い数字ではないと思います。ただ、もっとできないかということは、たぶんあると思います。色々な仕組の中で事業を進めていくというのは、色々な難しさはあると思います。職員室や学校の中で節電ということよりも実は、電気ってそもそも何だろうとか、おうちに帰ったらお父さんお母さんと話してみようなどと子どもたちに投げかけてみるとか、学校ができることはもっと他にあってと思います。学校が発信する地域への事柄というところでは、まだまだ小学校の取組みから地域へ発信していくようなスペースはたくさんあると思います。たぶんスピードの中の一つの例として、リースという方法もあるというご提案があり、改築する時の国の助成が受けられない等の大きな話まで含めて考えると、なかなか難しいとは思っています。しかし、スピードをあげて、他府県をリードするような、川崎市はすごいと言われるようにしてもらえたらと思います、環境をメインにうたっている市でもありますので。学習のプランとして、僕らはエネルギーワークショップというエネルギーに関した子どもたちの発表会を毎年やっているのですが、実に子どもたちは真摯に節電とかエネルギーについて考えて発表をやっていますし、公立小学校初の地域への啓蒙というところも含めてやっていただけたらと思います。

【中村委員】

高効率照明に変えている約3割の学校というのは、必ずしも新築や大規模工事があったということだけではないんですよね。

【教育環境整備推進室担当課長】

はい。もちろん改築時にはすべて新しい建物になりますので、照明ももちろん新しくなりますが、例えば教室を転用するとか、急増のために今まで特別教室だったところを普通教室に変えるとかいう場合には、転用工事の中で照明を高効率化するというのもございますので、必ずしも改築や大規模改修だけではないんですけれども、やはり数からいうと平成10年度以降に改築や大規模改修した学校の割合が大部分をしめている、ということになります。ですから古い学校には、まだ昔のFL管という形のものが残っているということになると思います。

【中村委員】

ここの学校は措置できるとかできないとかっていう条件とかあるかもしれませんが、高効率に変えられないことはない、ということなんですね。

【教育環境整備推進室担当課長】

もちろん工事によって変えることはできるんですけども、今後、今 FL 管が残っている学校については、先ほど申し上げた再生整備が入る、非構造部材の耐震化が入るので、その時に変えていくという形になるので、やはり工事もいっぺんに行ったほうが効率化が図れます。補助金についても、ある程度まとまった金額にならないと、一校当たりの最低限度額というのがあります。それを超えるような工事でないと入らないので、例えば照明だけを先にやると、照明には下限が引かかってしまって入らないという可能性が出てきます。トータルでやると、下限には引かからないので補助金がもらえるというようなこともございますので、そういう点からいうと、やはりいっぺんに工事をしたほうが補助金の導入も可能ですし、工事効率も良くなると考えております。

【中村委員】

順次、再生整備していく工事は何年度までの見込みですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

まだ、最終年度は決まってないのですが、今年度に全学校の実態調査をして、来年度中に、いわゆる学校のカルテを作っていくということをやりますので、その中で順番ですとか、どこをどういう風に直していくのかというのを考えていくことを計画しています。ですから、実施の開始は、平成 26 年度から設計に入っていきたいと考えています。再生整備については、年 10 校ずつやっていきたいと考えていますので、1 校当たり 3、4 年工事がかかりますので、対象校が終わるのは 7、8 年から 10 年近くかかってくるのかなと考えています。

【中村委員】

色々なことを変える時に、今は照明器具の陳情の審査ということで話しているんですけども、照明器具の在りようというか、光の取り入れ方というか、そういう設計自体も含めて、構造を考えていかないといけないと思います。

【教育環境整備推進室担当課長】

資料 3 に再生整備の改修イメージというのがございまして、中央に照明器具の高効率化というのが四角く囲ってあり、その左側を見ていただくと、先ほど中村委員がおっしゃっていたような、ひさしを張って太陽光を天井に取り入れるということもありますし、窓ガラスを二重サッシ化して、いわゆる冷暖房効率を上げる、或いは内装や外装に断熱材を入れて断熱化をはかるとか、或いはナイトパーズ（夜間換気）といって、例えば夏に夜の涼しい風を取り入れて、それを溜めておいて、昼間の暑い時期にそれを校舎内に拡散させて冷気を出すなど環境対策が書いてあります。また、太陽光パネルの設置ですとか、総合的な環境対策を再生整備の中でやっていきたいと思っています。ですから照明だけで

なく、ひさしによる光の取り入れですとか、或いは二重サッシや断熱材による冷暖房効率のアップなど、総合的に入れていきたいというのが、この再生整備事業の一つのイメージになってまして、再生整備の中では老朽化した校舎の長寿命化と今の教育環境に合った質的向上と環境対策、この3点を総合的に取り入れていくということを考えています。

【高橋委員】

私も中村委員に同感で、ないものは工夫する考えを持つというか、そういった原点、資源は有限であるということを考える時に、施設の中で教育ができるというのはすごく素晴らしいなと思いました。自分自身が経営をやっていますが、リースと購入との対比をみると、長期的に見るとなかなか色んな縛りがあるというのは、ご説明いただいた通りで、スピード感というテーマはあるものの、リースでやることでの縛りというのは長期的な設計の中に相当縛りがくるのかなと思います。また、技術革新に関しては、照明器具だけではなくて、その全体の設備を考える時にも、例えば「学ぶ」ということを施設の中で考える時に、今どのくらいエネルギーを使っているかなど見られるものが最近よくありますけれども、IT環境を革新していくと、進んでいくと思います。10年前のITはどうだったかを考えると、これから後の10年というのは、とくに環境のところは、震災を皮切りにかなり革新していくと予想していますので、整備していくというのはものすごく大賛成なのですが、リースはかなりリスクがあるのかなと思います。スピードを埋めるためには、まず資源は有限であるということへの学びと、あともう一つ考えていきたいのは、リースと購入との差分をどう考えるかということからは長い目で見ていく、その両輪で考えた時にはちょっとリースは難しいのかなと思います。「学ぶ」を中心に是非やっていただきたいと思います。

【中村委員】

技術の進歩はめまぐるしく、今、民間参入がものすごく太陽光にも喚起されてきているというのは、ビジネスモデルとして成り立つと見込まれたからなんだと思います。同時に、蓄電池の発達レベルというのは半端ではなくて、今後新たな施設を造っていく時に、やはり緊急の時には自家型できちんと発電や蓄電ができるように考えなくてはいけないと思います。自分で作らないまでも、夜、蓄電できるような形を考えると、そういうマルチな感じで考えていただきたいです。そういうことをやっているメーカーの技術の方に話を聞くと、蓄電はできるんです、って簡単に言いますね。ということは、一般にはまだまだよく知られていないのかなと思うし、どんどん蓄電池は小さくなってきています。携帯があんなに薄くて軽くなったのは、そんなに経ってないんですよ、実は。それも、中身の電池が相当改良と全く違うシステムとになってきているんですね。まだリチウム電池型もありますけれども、危険を減らすためにリチウムイオン電池に変わって、さらに効率も良くなったりとか、そういうことを考えると、私たちの今の与えられたイメージの10年後という

のは、もしかしたら5年後には古い技術になっているかもしれないという可能性がります。今、電気は大事にしようということと同時に、学校の中でも電気が突然止まると困るようなものがあるのではないかと思うし、ましてや養護学校等で電気使用が継続的に必要な場合に備えて、新築や改築をする時に、ある一定時間は電力供給が可能な自家型みたいなことも含めて考えてもらいたいと思います。今回陳情をいただいたおかげで、私たちもエネルギーに対して思っていることを言うことができる機会ができて良かったと思います。陳情趣旨に書いてあることは本当にそうだと思うので、是非おしりを叩いていただいたということで、よい取組みに展開できるように考えていければと思います。リースに関しては、全部一緒にリースというのはちょっとリスクが大きいかな、と思います。先ほど早くて4年で回収という話がありましたが、4年は結構長いな、という感覚が私にはあります。

【峪委員長】

これまでの皆さんの意見をまとめてみたいと思います。まず一つ目は、どの委員さんからも、この陳情については大変ありがたかった、そして、このことについて考える機会を得られたし、教育委員会もさらに頑張っていくという機会にもなったというお話がありました。しかしながら、川崎ではすでに節電については、蛍光灯だけにとどまらず、学校の耐震化ですとか改築等に鑑みて、幅広く変えつつあるということ、さらには地球環境、エネルギーの関係の教育そのものについても、大変意義深いもので、子どもとともに、或いはそれを学校周辺の地域に発信していくという実際の教育効果もすでに発揮されているようなこと等を考えて、単に節電というよりは幅広く、今考えていることについて進めていく、ということがよろしいのではないか、さらにはリースに関する問題点とくに縛りがあるということについて、或いは国庫補助金等の問題等を鑑みた時に、リースについてはいかがなものか、というのがすべての委員さんのご意見だったかと思います。節電のお話をしていたんですけど、子どもの安全というのは大変大事でして、器具だけでなく、校舎そのものが古いと本当に恐ろしいものです。節電の話はもちろんです、地震対策ですとか校舎の老朽化を一刻も早く直すとか、そういうことは非常に大事ですので、それと合わせて川崎は今進めているということですので、これからも頑張ってお進めいただきたい、というふうに思います。

したがって、教育委員会としても本陳情については、不採択ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、委員さんの了解を得まして、陳情第1号は不採択といたします。ただ、陳情

の趣旨のなかで、節電に関する取組みは大変重要なことでございますし、引き続き学校生活や施設利用者の支障のない範囲で、積極的に取り組んでいただく、ということで意見が一致していると思います。それでは以上で、陳情の審議を終了いたします。貴重なご意見ありがとうございました。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

庶務課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 平成24年第2回市議会定例会の報告について

総務部長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

総務部長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中村委員】

請願 1 2 号と請願 4 4 号は、タイトルが全く同じですが、請願者は違うのですか。

【総務部長】

請願者は同じ方です。請願 1 2 号につきましては、昨年一度、総務委員会も含め審議されて継続審査という形で残されていたものでございまして、その内容も含めまして若干内容が変更された形で請願 4 4 号が出されました。したがって、審査するときに請願 1 2 号がございまして、ちょっと齟齬が生じるということで、請願者によりまして、取り下げがなされたものでございます。

【峪委員長】

ほかにございませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

9 議事事項 I

議案第 2 3 号 川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第 2 4 号 平成 2 5 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要項（案）について

議案第 2 5 号 平成 2 5 年度川崎市立養護学校分教室の入学者の募集及び選抜要項（案）について

議案第 2 6 号 平成 2 5 年度川崎市立特別支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要項（案）について

議案第27号 平成25年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要項（案）について

【峪委員長】

議案第24号から議案第27号につきましては、いずれも特別支援学校における平成25年度に関する募集要項が議題となっています。ただいまからそれぞれの議案について説明を受けますが、採決については、すべての議案の説明が終わった後に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

指導課担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【高橋委員】

25号の分教室の資格が療育手帳B2程度の者になっていて、24号の本校のほうは具体的なものは書いてないんですけど、一般的に、養護学校の本校には重度障がいの方から入って、分教室は軽度の方から入ると、どうしてもそれ以外の方が入れなくなると言われています。記載と実態というのはどうなっているのですか。

【指導課担当課長】

分教室のほうは、先ほど説明させていただいたように、卒業後、企業への就労というようなイメージを持って職業教育に取り組んでおりますので、その教育課程に適するかどうかということで、選抜を行っています。本校のほうは、特に募集人数を超えた応募者があった時のみ、手帳の重い方を優先するということはありますが、募集人数を超えない時は、希望者全員を受け入れるということになります。基本的には希望者が募集人数を超えないように、募集人数を広げたりとか、事前に教育相談を行って調整したりしながら、なるべく選抜を行わないような方向で調整しているというところです。ですので、ちょうど中間の方が入りにくいという状況は、実際にはございません。

【小泉委員】

今までにもそういう事例はないのですか。

【指導課担当課長】

県内で毎年1校か2校、選抜を行うところはございますが、川崎市立では、ここ何年も行われておりません。分教室のほうはもともと選抜がありますので行われておりますが。

【高橋委員】

そうすると、本校は手帳がなくてもOKなわけですか。

【指導課担当課長】

志願資格のところにありますように、「知的発達が遅滞があるというようなことが認められること」とありますので、手帳があることイコールではないのですが、医者判断とかがあれば該当します。

【高橋委員】

川崎市が特別支援教育に力を入れて、小中学校に特別支援学級を積極的に設置する中で、特別支援学級というのは手帳がある子だけがいるのではなくて、不登校や知的な発達と限定されにくい子たちも入ってきています。そういう子たちは高校になったらどうなるのか、というのが全体を通して気になります。比較的手帳の取りやすい子が入学の対象で、かたや小中学校では特別支援学級を地域にどんどん設置している、これらはどのように連動しているのでしょうか。

【指導課担当課長】

今おっしゃっていただいたことは大事な問題ですが、入学選抜の問題とはまた別の問題で、手帳が取れないくらい知的には高いけれども社会性が未熟だったりとか、対人関係が苦手だったりするお子さんに対する教育の場は非常に大事な課題だと考えております。現在は高校に進学される方もいらっしゃいますし、定時制に進学される方もいますし、クリエイティブスクールみたいところを選択して行かれる方もいらっしゃいます。何らかの形で、その子たちに合った教育の場については、今後の大きな検討課題だと考えております。

【高橋委員】

受けられることは受けられるのですか。

【指導課担当課長】

志願資格に該当する場合は受けられます。

【高橋委員】

高校の分教室の今後の取組は非常に関心が高いです。手帳を取りにくい子たちが、行き場がなくなったときの選択肢の一つになることを期待し、今後もさらに発展していただけたらと思っています。

【指導課担当課長】

今おっしゃっていただいたように、分教室の教育というのは、学習面は苦手だけれども働く気持ちがあって作業能力もある子どもたちの生活能力を伸ばす教育のあり方だと思います。

【高橋委員】

議案27号なんですが、聾学校の小中学部がないのは今回募集をしないからなのですか。

【指導課担当課長】

小中学部は義務教育段階ですので、障害に該当する希望者を全員受け入れています。

【中村委員】

本校と分教室で、途中で向き不向きが分かってきた段階での編入等の扱いはあるのですか。

【指導課担当課長】

例えば、分教室のほうに選抜に受かって入ったけれども、どうしても教育課程が合わないということがあった場合は、入学資格を考えると、本校のほうの入学資格に該当するお子さんでありますので転校できる可能性はあります。逆に、本校から分教室へというのは、分教室は選抜を行っているので、選抜をしないで転校というのは、なかなか難しいと考えます。1年遅れて選抜を受け直す形になると思います。

【中村委員】

一般の高校で考えると、例えば何かしら理由があって、2年次から違う高校に行きたいという時は、2年次編入学試験のようなものがあって、それに合格すれば入れると思うのですが、そういうやり方はないのですか。

【指導課担当課長】

分教室は定員に満たない時のみ後期選抜をしております。年度途中で定員割れになることはまずないので、年度途中で希望があったとしても、次年度試験を受け直してもらう形になるかと思っています。

【中村委員】

高等部の在籍年数がこっちで1年あっても、また3年ということで、全部で4年になるということになるんですね。

【中本委員】

教育内容が違うんですね。そうすると、そこに編入するというのは、やっぱり無理なんじゃないですかね。

【中村委員】

当事者が理解して受けるんだったらいいんですけど、2年で編入学っていう、一般と同じような制度をなくしている合理的な理由を説明できるかどうか少し引っかかっているのですが。

【指導課担当課長】

実際、中学校を卒業して専門学校に行ったり私立に行って、やはり合わなくて、1年遅れて受けるという方が、毎年1名くらいいらっしゃいます。年齢的には1年超過しておりますが、友達や教育には馴染んで元気に力を発揮しているケースが多いかと思えます。

【中村委員】

基本は子どもがきちんと学習できて力を伸ばせるというのが大事なので、趣旨はよくわかるのですが、制度上ないという理由が、例えば、分教室の教育課程は積上げ型でそれが重要であるからだとか、そういったご説明がいただけるのかと思ったのですが。編入に関しては、どこから転居してくる場合もありますよね。

【指導課担当課長】

他県から転居してきた場合は、編入ということはありません。ただ、市内で中学校から高等部に入る時に他の学校との併願を禁止しているわけですから、途中から希望して編入するというのは基本的にはございません。

【学校教育部長】

高等学校の編入がある場合というのは、定員が空いた場合です。ですから、分教室のほうも定員が空かない限りは編入は当然ないわけです。あともう一つ、編入の条件というのは教育課程がどこまで達しているかによって、何年生で編入が可能なのかという兼ね合いも入っています。今の状態ですと、分教室のほうで空くということがほとんどありません。普通の高校も転居などで定員が空いた場合に編入があります。

【峪委員長】

毎年、行き先がなくなるっていう子はいないのでしょうか。

【指導課担当課長】

そこは、県の教育委員会と県の特別支援学校長、そして中学校の校長の代表が集まった中で、希望数と受入数の調整をして、偏ったときには、なるべく教育相談をしていただいて調整をして、必ずどこかで受け入れるということをしているので大丈夫です。

【中村委員】

26号の指定地域が、川崎区と幸区になっていますが、他区はどうなっているのですか。

【指導課担当課長】

田島養護学校の訪問部ですので、田島養護学校と同じ指定地域になっています。他のところは、県立の特別支援学校がカバーするというふうになっています。

【高橋委員】

今はいいと思うのですが、心配しているのは、支援学級ではなく通常級の中にいる特別な支援が必要な子が、現在6%でこれから8%になると言われていますが、その子たちが高校に行くときにどうなるのかということです。今は、特別支援学級にいたりとか、障害がある程度明確な子たちの話なので、来年はいいです、というくらいでしか言えないのかなと思います。6%だと川崎市内で6千人くらいで、この6千人というのがデータで明らかになった時に、今のままでは成り立たなくなってしまうと思うので、そのことを頭の隅に残しておいていただきたいと思います。

【小泉委員】

それはまたフォローの仕方というか内容が違ってくると思うんですね。通常級にいる子で特別支援学校に行く子も確かにいると思いますが、全員がそうではないので、別なフォローの体制が必要だということだろうと思います。

【高橋委員】

ただ、今、分教室は近づいてきているというか、間にいるような気がします。市立の分教室を作ったことで、その取組みは、障害の子と通常級にいる子たちの支援の真ん中あたりだと思うので、分教室への取組みをやっていくのであれば、その先はそれを見据える必要があるのかなと思いますし、それだけの力があると思います。

【小泉委員】

その子たちを制度の中にあてはめていくことがいいのかどうか、むしろ柔軟な運用組織というか教員の体制を考えていくということ考えたほうがいいのかと思うところはあります。

【中村委員】

高等部の場合だと、市立で担える部分というのは少ないわけで、高校はやはり県が多いですね。県のほうと議論や調整を今後していただくなどして、高橋委員がおっしゃるように、色々と考える時期に来ているのかなと、私も感じます。

【小泉委員】

定時制とか通信制とか色んな枠もあるわけですよ。また、教員の支援体制、そういう能力を身につけた教員の養成と配置、そういうことが必要だろうと思いますし、通常級の子どもたちへの支援が今後もっと必要になるというのは確かだろうと思います。

【中村委員】

小泉委員がおっしゃったように、教員の研修も含め、資質の向上は必要ですよ。

【中本委員】

そういうのは、もちろん議論なさっているのですか。

【指導課担当課長】

はい。なるべく早い段階で、支援が必要な子どもたちに適切な支援をすることで、かなり社会性が伸びたりとか、対人関係が育っていくので、小泉委員がおっしゃっていただいたような、普通の教育の枠の中でやっていける子どもたちも多いと思っております。

【中本委員】

そうではなくて、支援の必要な子どもたちが今後増えていくであろうことに対して、色々な対処とかをなさっているのですか。

【指導課担当課長】

今年から特別支援教育の推進計画を検討していますので、その中で議論して考えていくことになると思います。

【小泉委員】

逆に、友達や先生も含め周りの人的環境が良ければ、そういうことのギャップがむしろ克服されていくということは十分あるわけで、そういう意味では、別に教育手腕じゃなくて、その中でいい環境を作っていくことが大事なんじゃないかなと思います。そのためには今のままでいいのかどうか、教員の養成なり研修なり体制なりというのを見直していく必要があると思います。

【中村委員】

たぶんもう高等部だけの話ではなくて、大学もかなりそういう問題を含んでいて、どういうふうに育ててどうやって社会に出していくかという問題をはらんでいると思います。

【高橋委員】

川崎市が支援級を学校に1つずつおいたから、その先が気になるんです。国よりも特別支援の子たちを地域にもっていっている方針である一方、その先の高校は、というところがあるんです。唯一、市立学校となってくる、こういったところに注目をしていかなければいけないのか、と。例えば分教室の資格者の中に、療育手帳B2を取得できる程度の者ということを確認にすることが、今年がいいが来年はたぶん難しくなるのではということにつながっていくと思います。継続的に、志願資格については早めに検討したほうがいいと思います。

【中村委員】

それを、市立だけではなく、やはり県立でも市内にあるものを色々と同じように動かしてもらわないと、学校のある場所、現在設置されている場所は決まっているわけですから。

【峪委員長】

これから成長していく子どもにとって、行き先を確かなものにするというのは大変難しいところではありますけれども、今後さらに検討していただきたいと思います。

それでは、議案第24号から議案第27号に関しまして、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第28号 川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の制定について

庶務課担当課長、総合教育センター情報・視聴覚センター室長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等はございますか。

【中村委員】

各学校にシステム管理を専門的にやれる人がいないと大変ですよ。

【庶務課課長補佐】

今まで学校に色々なシステムが入ってきたわけですが、資料の実施手順にありますコンピュータ管理運用要綱や要領などが、対処療法的に作られてきたわけなんです。今回は新たに校務システムを作って、将来的には子どもの成績管理等も入ってくるので、今までは対処療法的にやってきたものを、今回は基本方針を策定して、それに倣って頂点から下位へ適正な管理が出来るようにしていこうということで、すでにできている実施手順についても、この基本方針が定まった段階で、その基本方針に馴染むように改めながらやっていくことになっています。

【小泉委員】

ただ、この情報セキュリティはやっぱりそれなりの専門家がきちっとやらないといけないということと、その専門家が学校での活用しやすさも考えた上で、教育的な視点も持って運用していく必要があるので、その兼ね合いをどうするかということが問題になるのではないかと思うんですね。守れないルールでは意味がないので、守れてなおかつ、これさえやっていれば大丈夫だというシステムを作っていかなければいけないと思います。それを学校にまかせるのは無理ではないでしょうか。

【庶務課課長補佐】

できることを着実にやるということで、例えば今までのUSB等の可搬媒体を家に持って帰って校務処理をする場合、リスクを最小限にとどめようということで、例えばUSBについては校長が一括管理して、どうしても必要な場合には校長の許可を得て持ち帰るということもやってきました。そういった基本的な動作、管理のあり方を定めることによって、その定めに従ってやっていれば教員は安心してやっていけますよ、ということを示したということでございます。

【小泉委員】

USBだったら、誰かがパスワードを設定してあげて、それでやれるようにするとかね。教員全体に一人一人が設定しなさい、というのはちょっと無理な話だと思いますが。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

今、校務支援のシステムを平成26年の4月から立ち上げようとしているのですが、それに先立ちまして、個人情報扱う場合にはすべて暗号化したそのシステムの中で活用することにすでになっておりますので、先生方は自分のIDとパスワードを持ち、さらにいわゆる認証機といわれるもので、それを挿さないと処理ができないというところまでセキ

セキュリティを高めております。それについて、例えば実際に個人情報を打ち込んだ場合には、すべて個人情報を一括管理するというようなこともやっておりました。しかし、それを持ち帰るということに関しては、原則禁止ではあるんですけども、やはりどうしても情報を持って帰らなければならないという時は、さらに認証機に関連しているUSB、それは完全にパスワード化されているものなんですけれども、そこに個人情報を本当に最低限入れて、そして学校長の許可を得て、持ち出し簿に全部記載をしています。そういう意味ではUSBの中で完全に個人情報を暗号化するという状態で対処しているという状況ではあります。そういう校務に関わる個人情報の暗号化をするということで、三角形の一番下でございます、学校校務情報システム利用要領等はあるんですけども、それはシステムが入った時に対処的に入れているものなので、一番おおもとの基本方針の部分をしっかりとして、それに基づいて言葉の整合性も図りながら、精査していくことが必要というふうに考えたものでございます。

【小泉委員】

新たに学校を忙しくするようなことにならないように、かつ、安全にセキュリティを高められるようにしてもらいたいです。

【中村委員】

本当に専門家を入れたほうが絶対いいと思います。

【中本委員】

セキュリティということで色々な仕組みを作ると、また先生たちが大きな責任を持ちながら忙しくなったりしないかなということだけ心配だったんですけど、逆に一括してやってもっとわかりやすくすることなんですね。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

総合教育センターでシステム管理をして、先生方にはそれを使う際に、こういうことを気をつけてくださいね、例えば持ち帰る際にも所定の手続きをきちっと全部とってください、ということをお願いして、また、年に3回くらい担当者を集めてセキュリティに関する最新の情報であったりとか、こういうふうに守ってください、ということを常に先生方にお伝えしたりしています。

【中本委員】

その担当者が学校側にいないといけないわけですよ。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

窓口になる方が担当者という形で、校長が中心となり、さらにその下に情報のシステムを担当する教員がいて、システムの管理は総合教育センターのほうで一括して行っていくという形です。そして実際に個人情報を扱う際には、こういうことに気をつけてくださいということを具体的にお示ししているということです。

【高橋委員】

子どもたちの個人情報が共通のシステムで暗号化された状態で動いていて、それはサーバーか何かで全学校につながっているということですか。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

はい。サーバーで総合教育センターのほうで一括管理しています。

【高橋委員】

そのデータを持ち出す時に暗号化されて、取る時は暗号化でも、家に帰って入れたら暗号は解かれますよね。そこにリスクはありますよね。個人情報を持ってかえらなければならないという理由というのは、校務が忙しくて残ってはできないから家でやらざるを得ないということですよ。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

原則学校でやります。ただ、どうしてもという状況においては、所定の手続きをとっていただいて、約束のもとでやっているという現状です。

【高橋委員】

その個人情報は家に持って帰って、コピーはできないのですか。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

できません。

【高橋委員】

USB上で操作して、変更・保存はできるけど、コピーはできないということですか。漏洩のリスクは、落としたりなくしたりすることですか。

【小泉委員】

仮に落としてもパスワードがなければダメだし、暗号化もされているということですよ。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

8桁のパスワードになっているので、基本的に暗号化の世界の中では、限りなく開くことは不可能だろうといわれるようなパスワードの設定の仕方もしています。

【中本委員】

昔、連絡帳とかが書ききれないときとか、テストを家に持って帰ってやったりとかしてたのと同じようなレベルだと思うのですが、デジタルになった途端、色々問題視されてしまうのは難しいですね。

【中村委員】

USBの持出ではなくて、自宅でもIDとパスワードがあればサーバーに入っていって作業ができるようにしてあげればいい、という感じですよ。

【高橋委員】

物として移動させるのではなくて、というのが可能なら、それが一番ですけどね。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

それは現時点ではまだ難しいところがあります。やはり子どもたちの個人情報をセキュリティで守るとというのが第一優先だと考えた時に、現時点ではまだそこまでできていないのが現状ではあります。

【高橋委員】

技術的にはあるじゃないですか。課題は予算ですか。

【総合教育センター情報・視聴覚センター室長】

システムの、それを川崎市としてOKが出るころまでは、まだできてないというところですよ。

【教育長】

問題は、おわかりだと思いますが、USBの中に個人情報があるかないかの話です。ですから、例えば教材を集めるために何か作った資料がUSBにあって、それを紛失しても、そのこと自体は大きな問題ではないわけです。先ほどからお話があるように、やむを得ず個人情報を持ち出さなければいけないような状況をできるだけ少なくすることは必要だと思いますし、その上で暗号化等の措置を行った上で、確実な約束事に従ってやりましょう、ということになると思います。最近のUSBの容量は非常に大きなものとなっています。ですから、何でも入れていて、本人も忘れていたような情報が、場合によっては

USBに残っているということもあり得るわけです。必要なものだけを持ち出すということも励行してもらうことが、リスクを出来るだけ少なくすることに繋がるかと思っています。

【小泉委員】

人とセキュリティ体制、ということですね。

【教育長】

この規約を守っていれば教職員を守るということなので、これさえしっかりと守っていただければ、逆にもう責任は問いませんよ、というくらいの構えでいますので、それを理解していただいて、教職員の方には励行していただくということが肝心だと思います。

【峪委員長】

他に質問等がございますか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

報告事項 No. 5 保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てに関する答申について

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第 29 号 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てに係る決定について

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 29 号は原案のとおり可決された。

1 2 その他

委員長から次のような問題提起があった。

【峪委員長】

大津事件については、大変心を痛めています。本市ではどのように対応していただいているか大変気になるところであります。本市でも過去の事件を受けて、きちんと対応していただいていると思いますが、改めて事務局から説明していただきたいと思います。

学校教育部長が説明した。

【峪委員長】

大変重要な問題でありますので、改めて議論したいと思うのですが、いかがですか。

【各委員】

<了承>

改めて議論する場を設定することを確認した。

13 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。